

令和5年6月30日

ご利用者の皆様へ

ニセコ中央倉庫群 指定管理団体
(株) 住まいるニセコ

施設利用料金の過誤徴収に関するお詫びと返金に関するご報告

平素はニセコ中央倉庫群をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、弊社の運営期間である令和元年度～令和4年度におきまして、ニセコ町条例で定められた範囲を超過した施設の利用料金を設定し、一部利用者様から料金を過誤徴収していたことが判明いたしました。本件につきまして、多大なご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。返金対象者の皆様へは、個別に返金に関するご案内をさせていただきます。

今後は同様の事案を発生することがないように、料金設定の際には十分な注意を払いつつ、適正な料金体系にて運営を行っていきたいと考えております。

記

1. 概要

ニセコ中央倉庫群の一般利用様が当館で施設を貸館利用する際に、ニセコ町条例で定められた範囲を超過した利用料金を設定し、過誤徴収していたことが判明いたしました。

上記の設定は、ニセコ中央倉庫群設立時の2016年7月から行われていたことが確認できております。料金設定に関しては2023年3月1日に変更を行い、現在は適正な料金設定にて運営を行っております。

2. 返金対象・方法など

(1) 対象期間

令和元年(2019年)4月1日～令和5年(2023年)2月28日

(2) 対象者

77団体

(3) 対象件数

122件

(4) 返金金額

40,553円(1件当たり16円～3,375円※遅延損害金を除く)

※遅延損害金に関しましては、利用日から返金確定日を年利5%とさせていただきます。

なお2023年7月31日までに返答をしていただいた方に関しましては、一律で2023年8月31日を返金日として年利5%を付加した金額を返金金額とさせていただきます。

(5) 返金対象者向けのご連絡方法

- ・利用申込時にご連絡いただいている連絡先がメールアドレスの場合
メールにてご連絡
- ・利用申込時にご連絡いただいている連絡先がご住所の場合
郵送にてご連絡
- ・申込時にご連絡いただいている連絡先が電話番号の場合
電話にてご連絡

※1 複数の連絡手段をいただいている場合には、弊社側において最適と思われる手段にてご連絡させていただきます。

※2 ご連絡の際には、過誤徴収に関する返金の必要性の有無及び返金手段に関してご確認を行わせていただくことになります。お手数ですがご協力のほどよろしくお願いいたします。返金手段は返金対象者様への口座振込またはニセコ中央倉庫群での現金お渡しのどちらかをお選びいただくことになります。

3. 本件に関するお問い合わせ先

ニセコ中央倉庫群 (指定管理者：株式会社住まいるニセコ)

〒048-1512 ニセコ町中央通60-2 旧でんぶん工場

電話：0136-55-5538

担当：近藤（代表）、松田（館長）、他スタッフ